

既存ダムの活用について

利水ダムに治水機能を追加する場合には、河川法第三条第二項但し書きの規定に基づき、当該施設を管理する者の同意を要する。

河川法

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

- 2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰(せき)、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。)その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

[参考]

(流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(河川管理者の監督処分)

第七十五条 河川管理者は、次の号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を現状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律…の規定に基づく処分に違反した者、…
 - 二 この法律…の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 詐欺その他不正な手段により、この法律…の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認を受けたものに対し、前項に規定する処分をすることができる。
- 一 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、…他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
 - 二 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
 - 三 洪水、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。
 - 四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
 - 五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。